

第44回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月20日（木曜日）午前10時

開催場所 大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック 本社 東館1階会議室

■ 招集ご通知添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

■ 株主総会参考書類

株式会社コンテック

証券コード6639

証券コード 6639
2019年6月5日

株 主 各 位

大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック
代表取締役社長 藤 木 勝 敏

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2019年6月20日（木曜日） 午前10時
場 所	大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号 株式会社コンテック 本社 東館1階会議室 [末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。]
目的事項	報告事項 1. 第44期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 株式報酬制度に関する報酬の額改定の件

以 上

目次

招 集 ご 通 知 … 1	株主総会参考書類
添 付 書 類	第1号議案 剰 余 金 の 処 分 の 件 … 31
事 業 報 告 … 3	第2号議案 取 締 役 7 名 選 任 の 件 … 32
連 結 計 算 書 類 … 19	第3号議案 監 査 役 1 名 選 任 の 件 … 38
計 算 書 類 … 22	第4号議案 株式報酬制度に関する報酬の額改定の件 … 39
監 査 報 告 … 25	

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2019年6月20日（木曜日） 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行 使 期 限

2019年6月19日（水曜日） 午後5時到着分まで

- 本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.contec.com/jp/about-contec/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。（<https://www.contec.com/jp/>）
- 当社事業及び製品をより深くご理解いただくために、株主総会終了後に、当社事業所をご案内いたします。ご希望の方は、事前に、連絡先メールアドレス宛にご連絡をお願い申し上げます。（連絡先メールアドレス： ir@jp.contec.com）

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中貿易摩擦や海外経済の減速等により、先行きの不透明感が高まってまいりました。

このような状況の中、当社グループの売上高は27,887百万円（前期比9.5%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加と生産性の向上により、営業利益は1,821百万円（同43.8%増）、経常利益は1,817百万円（同41.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券の売却による特別利益の計上もあり、1,617百万円（同77.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度における製品別の売上は、次のとおりであります。

電子機器製品

① 産業用コンピュータ製品

日本市場におきましては、米中貿易摩擦などの影響を背景とした景気の先行き不安から売上が横ばいとなりましたが、米国市場では空港セキュリティ関連向けの産業用コンピュータの販売が好調に推移し、売上高は10,718百万円（前期比6.0%増）となりました。

② IoT機器製品

CONPROSYS*などのIoT市場向け製品の売上が増加いたしましたが、無線LAN製品の売上が減少し、売上高は4,696百万円（同5.0%減）となりました。

※CONPROSYS：当社がIoT市場向けに開発した製品

③ ソリューション製品

遠隔監視システムやクラウドサービスの販売増に加えて、修理・保守サービスの売上が増加し、売上高は1,509百万円（同3.4%増）となりました。

制御機器製品

半導体関連業界における設備投資の増加に伴い、制御機器製品の販売が好調に推移し、売上高は10,962百万円（同22.5%増）となりました。

（２）設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は407百万円で、その主なものは販売管理システムの改修、製品の試験・検査装置の購入、研究開発フロアのリニューアルおよび米国子会社の本社・工場の移転等に対する投資であります。

なお、この所要資金は自己資金で賄っております。

（３）対処すべき課題

会社の経営の基本方針

当社グループでは、以下の「経営理念」、「コーポレートスローガン」を制定しております。

① 経営理念：独創的な技術と製品を通して社会に貢献する

当社の経営理念は、電子機器メーカーとして、産業用コンピュータ、計測制御、ネットワークの分野で独創的な技術開発を行い、この技術を用いた製品とソリューションを社会に提供し、貢献していく姿勢を表しています。

② コーポレートスローガン：Technology for a better life

「Technology for a better life」は、当社の技術を通じて、人々の暮らしをより豊かにする企業でありたいとの思いを込めております。

中長期的な経営戦略

当社は、2018年3月期を初年度とする中期経営計画を策定しております。以下の3つの基本方針のもと、IoT技術で産業界の発展に貢献するリーディングカンパニーを目指してまいります。

① IoT市場の開拓

当社は、急速に市場が拡大しているIoT市場に向けて、産業用コンピュータ、計測制御、ネットワークの分野で培った技術を活かしたIoTソリューション「CONPROSYS」の拡販を進めてまいりました。今後も、国内に加えて、欧米・アジア地域への販売を強化することで、持続的な成長を目指してまいります。

② 技術開発の強化

IoT市場では、お客様のニーズに合わせたソリューションの提供が求められております。そのため、お客様の要望に素早く対応できる技術開発体制の構築を図ってまいります。また、最先端技術を用いた製品開発を行うことで、製品の差別化を図ってまいります。

③ 生産の構造改革

IoT技術を活用した生産の効率化や生産パートナー会社との連携強化で、更なる高収益体質の実現を目指してまいります。また、製品の品質向上のため、グループ全体における品質管理体制を強化してまいります。

目標とする経営指標

当社は、中期経営計画の最終年度である2021年3月期に以下の経営指標を達成することを目標としております。

・連結売上高	30,000百万円
・営業利益率	8 %
・海外売上高比率	50 %

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年3月期 (第41期)	2017年3月期 (第42期)	2018年3月期 (第43期)	2019年3月期 (第44期) (当連結会計年度)
売上高	24,069百万円	23,366百万円	25,468百万円	27,887百万円
経常利益	668百万円	993百万円	1,281百万円	1,817百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	589百万円	722百万円	910百万円	1,617百万円
1株当たり当期純利益	89円26銭	109円95銭	139円11銭	246円87銭
総資産	19,048百万円	19,818百万円	21,303百万円	21,874百万円
純資産	7,777百万円	8,328百万円	9,243百万円	10,795百万円
1株当たり純資産額	1,178円43銭	1,271円76銭	1,411円50銭	1,647円12銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 2016年度より株式給付信託(BBT)制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上控除する自己株式の数に含めております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、2018年3月期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社への 議決権比率	当社との関係
株式会社ダイフク	31,865百万円	60.74%	当社は当社製品を親会社へ販売しております。

(注) 親会社である株式会社ダイフクに対する当社製品の販売価格については、株式会社ダイフクの仕様のものは当社が提示した見積価格を基に価格交渉の上で決定し、その他のものは市場価格を勘案し決定しております。また、当社取締役会においても同様の理由で、株式会社ダイフクとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
Contec Americas Inc.	222米ドル	100.00%	電子機器事業
台 灣 康 泰 克 股 份 有 限 公 司	178百万台湾ドル	100.00%	電子機器事業
康 泰 克 (上 海) 信 息 科 技 有 限 公 司	14百万中国元	100.00%	電子機器事業

(注) 上記の重要な子会社3社を含む連結子会社の数は4社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品	
電 子 機 器 製 品	産業用コンピュータ製品	・産業用パソコン ・ボードパソコン ・セットアップパソコン ・パネルコンピュータ ・フラットパネルディスプレイ ・マイコンボード ・その他産業用パソコン及び関連機器
	IoT機器製品	・M2M/IoT製品 ・パソコン計測制御用ボード ・省配線リモートI/O機器 ・サポートソフトウェア ・無線LAN機器 ・ネットワーク機器 ・LAN対応画像配信機器
	ソリューション製品	・再生可能エネルギー ・医療・介護 ・エネルギーマネジメント ・デジタルサイネージ
制 御 機 器 製 品		・制御盤、制御モジュール ・ワイヤハーネス ・電子機器の組み立て ・基板実装

(注) M2M(Machine to Machine)/IoT(Internet of Things)：様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続することで各々の機器で生成されたデータをリアルタイムに統合・制御・活用する。

(7) 企業集団の主要拠点等 (2019年3月31日現在)

<当 社>

名 称	所 在 地
本 社 ・ 大 阪 支 社	大阪府大阪市西淀川区
東 京 支 社	東京都港区
小 牧 事 業 所	愛知県小牧市

<子会社>

名 称	所 在 地
Contec Americas Inc.	米国 フロリダ州
台 湾 康 泰 克 股 份 有 限 公 司	台湾 新北市
康 泰 克 (上 海) 信 息 科 技 有 限 公 司	中国 上海市

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 531名

② 当社の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
349名	2名減	44.2歳	19.9年

(注) 1. 上記従業員数には、当社から他社への出向者を含んでおりません。

2. 上記従業員の他に、臨時従業員63名（期中平均人員）を雇用しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,550百万円
株式会社三井住友銀行	1,100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	950百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,600,000株 (自己株式531株を含む)
 (3) 株主数 2,400名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ダイフク	4,007,800株	60.73%
コンテック従業員持株会	421,950株	6.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	131,300株	1.99%
山川 政樹	110,400株	1.67%
関戸 康友	62,800株	0.95%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	45,000株	0.68%
日本電計株式会社	44,000株	0.67%
BANQUE PICTET AND CIE SA	40,500株	0.61%
株式会社みずほ銀行	40,000株	0.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	32,400株	0.49%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (531株) を控除して計算しております。

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有している株式給付信託 (BBT) 制度の信託財産である45,000株については、持株比率の計算上、自己株式の数に含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤 木 勝 敏	経営全般
取 締 役 常務執行役員	柴 原 正 治	管理・内部統制担当
取 締 役 常務執行役員	島 川 勝 英	技術担当
取 締 役 常務執行役員	清 水 俊 雄	営業担当
取 締 役	山 田 昌 吾	山田昌吾公認会計士税理士事務所 所長 東洋炭素株式会社 取締役
取 締 役	小 島 哲 郎	
監 査 役	石 川 秀 樹	常勤
監 査 役	藤 島 博	
監 査 役	竹 平 征 吾	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 山田昌吾、小島哲郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 藤島博、竹平征吾の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 藤島博氏は、株式会社ダイフク及び当社で11年間監査役を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 山田昌吾、小島哲郎、監査役 竹平征吾の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。
5. 取締役 藤井貢、中尾宏、監査役 高島志郎の各氏は、2018年6月21日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	契 約 の 内 容
山 田 昌 吾	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
小 島 哲 郎	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
藤 島 博	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
竹 平 征 吾	同氏と当社の間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	182百万円	126百万円	50百万円	5百万円	6名
監査役 (社外監査役を除く)	25百万円	18百万円	6百万円	－	1名
社外取締役	14百万円	14百万円	－	－	2名
社外監査役	12百万円	12百万円	－	－	3名
合 計	233百万円	171百万円	56百万円	5百万円	12名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議による全取締役の報酬等の限度額は、2006年6月28日開催の第31回定時株主総会において、年額280百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、2016年6月23日開催の第41回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額を対象期間中（3事業年度）あたり44百万円以内と決議いただいております。
3. 株主総会の決議による全監査役の報酬等の限度額は、2006年6月28日開催の第31回定時株主総会において、年額72百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	関 係 内 容
取締役	山 田 昌 吾	山田昌吾公認会計士 税理士事務所	所長	当社と兼職先との間に重要な取引その他の 関係はありません。
		東洋炭素株式会社	取締役	
	小 島 哲 郎	該当事項はありません。	—	—
監査役	藤 島 博	該当事項はありません。	—	—
	竹 平 征 吾	弁護士法人大江橋 法律事務所	パートナー	当社と大江橋法律事務所は顧問契約を締結しておりますが、同事務所が当社から収受している対価の合計額は同事務所の年間売上高の1%未満であります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席率	監査役会 出席率	主 な 活 動 状 況
取締役	山 田 昌 吾	100% (17/17回)	—	主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
	小 島 哲 郎	100% (17/17回)	—	営業分野における豊富な経験と幅広い見識から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	藤 島 博	100% (17/17回)	100% (7/7回)	長年にわたる管理部門の経験から議案審議等に必要な発言や、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	竹 平 征 吾	100% (13/13回)	100% (4/4回)	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言や、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 1. 当期間における取締役会は17回、監査役会は7回開催しております。

2. 竹平征吾氏は、2018年6月21日の就任後に開催された、取締役会および監査役会のみを対象としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	39百万円	3百万円
連結子会社	—	—
合 計	39百万円	3百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法若しくはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。
4. 当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、新収益認識基準の適用に関する助言業務に対するものであります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議し、以下のとおりの整備状況であります。

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

確固たる内部統制システムの運営が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率・有効性を高めることを認識し、法令遵守、リスク管理、資産保全及び財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

(2) 内部統制システムの整備状況

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が職務を執行するにあたり、遵守すべき基本事項として企業行動規範を定め、それぞれが率先垂範し、周知徹底を図っております。

当社は、コンプライアンス委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会、開示委員会、中央安全衛生委員会、リスク管理委員会を設置することによって、内部統制体制の有効性を確保いたします。

当社は、内部通報制度を設け、内部及び外部（顧問弁護士事務所）を窓口として、法令・諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、当該体制の充実を図っております。当社は、業務の適正な遂行を図ることを目的として、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、職務執行に係る監査を実施いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程「文書保存基準」に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等の情報を、保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索・閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスク及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定めております。本規程に基づき、管理担当取締役がリスク管理を一元的に行い、当社の取締役及び使用人は業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める諸規程等リスク管理に関するルールを遵守いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督いたします。

経営に関する重要事項の立案調査、検討、決定及び実施結果の把握等を行うことを目的として、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行ってまいります。ITを活用したシステムにより、迅速なデータ化を進め、取締役会及び経営会議においてその結果をレビューするとともに、効率化等を阻害する要因を排除し、目標達成の精度を高め、業務の効率化を実現いたします。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の円滑化を図り、グループ各社を育成・強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすことを目的として「関係会社管理規程」を定め、本規程に基づき、グループ各社より重要事項の報告及び承認を求め、その業務管理を行います。

当社は、当社グループ全体のリスク管理のためにグループ各社の最高責任者として取締役又は執行役員が管掌の任にあたり、取締役会にその意思決定及び経営状況を報告させることにより子会社経営の健全性を維持するよう努めてまいります。

当社は、グループ各社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するために、グループ各社への支援を実施し、グループ全体で整合した年度計画・予算を策定し、毎月開催の取締役会において、担当役員が業務執行状況及び予算管理状況を報告するなどグループ全体での一体的な運営を図ってまいります。

当社は、内部通報制度をグループ各社の従業員等にも利用可能なものとして運用し、内部監査等を通じてグループ各社の法令及び定款への適合性を高めるように努めてまいります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置し、監査役の意見を尊重し、監査役補助業務の優先順位の向上、当該使用人の独立性を確保いたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時は、直ちに監査役にこれを報告いたします。毎月の取締役会及び経営に関する重要な討議を行う経営会議を通じて、監査役へ必要な報告を行うとともに、適宜取締役及び重要な使用人から監査役へ当社グループに関する必要な報告を行うほか、監査役がヒアリングを行う機会を設けてまいります。当社の常勤監査役が原則として子会社の監査役を兼任することにより、子会社に関する情報が適切に当社監査役に報告される仕組みを整備いたします。

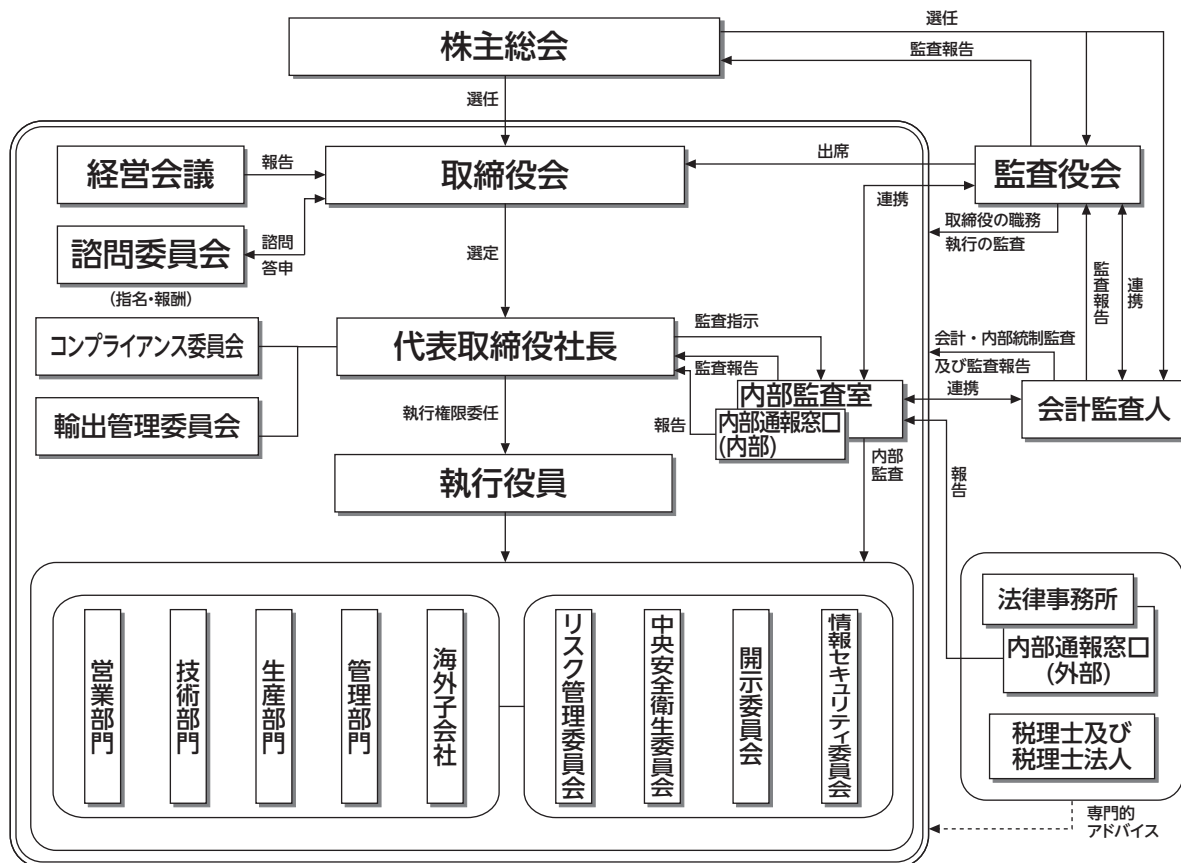
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

代表取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役の職務執行のために適切な予算措置を講じてまいります。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、上記の内部統制システムの構築及び運用において、当社グループ全体の財務報告の信頼性の確保のため、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを進めることにより、内部統制体制の更なる充実を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された業務の適正を確保するための体制に基づき、当社グループの内部統制システムを運用しており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認、決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行っております。また、取締役会を補完する機能を持たせ、活発な意見交換を行うために、取締役、監査役及び執行役員等で構成する経営会議を12回開催いたしました。

また、当社は内部通報制度をグループ各社の従業員等にも利用可能なものとして運用し、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の計画・予算の策定や業務運営状況の報告等を実施しております。

当社においては、管理担当取締役と内部監査室が内部監査計画を立案し、各部門及び子会社に対して実地監査及び書面監査を実施しております。監査に当たり関連法規、経営方針、事業計画、社内諸規程についての適合性を調査し、指摘事項の改善指導を行って、会社の財産の保全、経営の健全性・効率性の保持に努めております。また、内部監査室が事務局となって、コンプライアンス委員会、輸出管理委員会、情報セキュリティ委員会、開示委員会、中央安全衛生委員会及びリスク管理委員会の各メンバーを集めた内部統制ミーティングを2回開催し、活動状況の報告や意見交換を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、監査法人や内部監査室との意見交換、内部監査室が行う財務報告の信頼性に係る内部統制の社内評価に同席する等、実務を通じ経営管理上重要な情報を確認し、密接な連携を保っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	16,068,591	流 動 負 債	8,764,584
現 金 及 び 預 金	3,245,631	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,547,909
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,640,089	短 期 借 入 金	1,249,566
商 品 及 び 製 品	2,371,700	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,000,000
仕 掛 品	1,485,744	未 払 法 人 税 等	276,221
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,181,957	そ の 他	1,690,886
そ の 他	143,468	固 定 負 債	2,313,659
固 定 資 産	5,805,651	長 期 借 入 金	1,400,000
有 形 固 定 資 産	2,425,055	退 職 給 付 に 係 る 負 債	891,938
建 物 及 び 構 築 物	797,228	そ の 他 の 引 当 金	21,720
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	76,151		
工 具、器 具 及 び 備 品	160,784		
土 地	1,389,919	負 債 合 計	11,078,243
建 設 仮 勘 定	971	株 主 資 本	9,466,204
無 形 固 定 資 産	1,719,939	資 本 金	1,119,600
の れ ん	1,209,370	資 本 剰 余 金	103,909
ソ フ ト ウ エ ア	453,785	利 益 剰 余 金	8,274,951
そ の 他	56,783	自 己 株 式	△32,256
投 資 そ の 他 の 資 産	1,660,656	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,329,794
投 資 有 価 証 券	957,053	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	624,320
長 期 貸 付 金	19,919	為 替 換 算 調 整 勘 定	701,667
繰 延 税 金 資 産	288,627	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,806
退 職 給 付 に 係 る 資 産	324,966		
そ の 他	90,008		
貸 倒 引 当 金	△19,919	純 資 産 合 計	10,795,999
資 産 合 計	21,874,243	負 債 純 資 産 合 計	21,874,243

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	27,887,620	
売上原価	20,881,717	
売上総利益	7,005,903	
販売費及び一般管理費	5,184,427	
営業利益	1,821,475	
営業外収益		
受取利息	3,602	
受取配当金	10,977	
為替差益	12,801	
受取賃貸料	6,602	
その他	6,336	40,320
営業外費用		
支払利息	34,186	
貸倒引当金繰入	8,919	
その他	747	43,854
経常利益	1,817,942	
特別利益		
投資有価証券売却益	342,716	
固定資産売却益	938	343,654
特別損失		
固定資産除却損	6,846	6,846
税金等調整前当期純利益	2,154,750	
法人税、住民税及び事業税	552,611	
法人税等調整額	△15,477	537,134
当期純利益	1,617,616	
非支配株主に帰属する当期純利益	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,617,616	

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,119,600	103,909	6,888,318	△36,334	8,075,493
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△230,983		△230,983
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,617,616		1,617,616
自己株式の取得				△210	△210
自己株式の処分				4,287	4,287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,386,633	4,077	1,390,710
当 期 末 残 高	1,119,600	103,909	8,274,951	△32,256	9,466,204

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	341,815	812,743	13,131	1,167,690	—	9,243,184
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△230,983
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,617,616
自己株式の取得						△210
自己株式の処分						4,287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	282,504	△111,075	△9,324	162,104		162,104
当 期 変 動 額 合 計	282,504	△111,075	△9,324	162,104	—	1,552,815
当 期 末 残 高	624,320	701,667	3,806	1,329,794	—	10,795,999

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,524,880	流動負債	7,689,663
現金及び預金	1,683,889	支払手形	11,044
受取手形	44,523	買掛金	2,375,818
電子記録債権	1,413,380	電子記録債務	1,395,825
売掛金	3,469,471	短期借入金	1,250,000
商品及び製品	2,016,831	1年内返済予定の長期借入金	1,000,000
仕掛品	1,333,708	未払金	225,247
原材料及び貯蔵品	2,404,917	未払費用	849,834
前払費用	37,056	未払法人税等	259,258
関係会社短期貸付金	91,173	未払消費税等	142,836
未収入金	27,795	前受金	157,363
その他の金	2,133	預り金	11,374
固定資産	7,947,401	その他の金	11,059
有形固定資産	2,265,304	固定負債	2,299,126
建物	737,327	長期借入金	1,400,000
構築物	12,806	退職給付引当金	877,405
機械及び装置	53,163	その他の引当金	21,720
工具、器具及び備品	72,087	負債合計	9,988,790
土地	1,389,919	(純資産の部)	
無形固定資産	503,701	株主資本	9,859,171
商標	408	資本剰余金	1,119,600
ソフトウェア	446,917	資本準備金	669,600
その他の金	56,375	利益剰余金	8,102,228
投資その他の資産	5,178,395	利益準備金	112,500
投資有価証券	957,053	その他の利益剰余金	7,989,728
関係会社株式	3,438,901	繰越利益剰余金	7,989,728
関係会社出資金	149,844	自己株式	△32,256
長期貸付金	19,919	評価・換算差額等	624,320
前払年金費用	304,949	その他有価証券評価差額金	624,320
繰延税金資産	251,796		
繰延税金負債	75,849		
貸倒引当金	△19,919	純資産合計	10,483,491
資産合計	20,472,282	負債純資産合計	20,472,282

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,855,710
売上原価		15,518,698
売上総利益		5,337,012
販売費及び一般管理費		3,886,957
営業利益		1,450,055
営業外収益		
受取利息	3,347	
受取配当金	117,245	
受取賃貸料	6,602	
その他	5,474	132,670
営業外費用		
支払利息	33,874	
為替差損	9,201	
貸倒引当金繰入	8,919	
その他	9	52,005
経常利益		1,530,720
特別利益		
投資有価証券売却益	342,716	342,716
特別損失		
固定資産除却損	5,519	5,519
税引前当期純利益		1,867,916
法人税、住民税及び事業税	447,400	
法人税等調整額	△14,525	432,874
当期純利益		1,435,041

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,119,600	669,600	669,600	112,500	6,785,669	6,898,169
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△230,983	△230,983
当 期 純 利 益					1,435,041	1,435,041
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	1,204,058	1,204,058
当 期 末 残 高	1,119,600	669,600	669,600	112,500	7,989,728	8,102,228

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△36,334	8,651,035	341,815	341,815	8,992,851
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△230,983			△230,983
当 期 純 利 益		1,435,041			1,435,041
自己株式の取得	△210	△210			△210
自己株式の処分	4,287	4,287			4,287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			282,504	282,504	282,504
当期変動額合計	4,077	1,208,136	282,504	282,504	1,490,640
当 期 末 残 高	△32,256	9,859,171	624,320	624,320	10,483,491

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社コンテック
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高濱 滋 (印)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北野 和行 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社コンテック
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高濱 滋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北野 和行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社コンテック 監査役会

常勤監査役 石川 秀樹 ⑩

社外監査役 藤島 博 ⑩

社外監査役 竹平 征吾 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の重要課題と位置づけ、今後の業績見通しを勘案し、長期的展望に立って将来の事業展開に見合った配当政策を基本としております。

第44期の期末配当につきましては、過去最高の売上・利益を達成できたことから、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円（前期末に比べ5円増配）

支払配当総額 164,986,725円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日（金曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、当社経営陣の強化を図るため1名増員し、社外取締役2名を含む、7名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者選定の方針およびプロセスは、株主からの受託者責任を担う者として、人格・見識を考慮し、その職責を全うできる適任者を諮問委員会に諮った上で、取締役会が最終的に決定いたしました。

なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当			取締役会出席率 (出席回数)
1	再任 藤木 勝敏 ふじき かつとし	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般			100% (17回/17回)
2	再任 柴原 正治 しばはら しょうじ	取締役 常務執行役員 管理・内部統制担当			100% (17回/17回)
3	再任 島川 勝英 しまかわ かつひで	取締役 常務執行役員 技術担当			100% (17回/17回)
4	再任 清水 俊雄 しみず としお	取締役 常務執行役員 営業担当			100% (17回/17回)
5	新任 井狩 彰 いかり あきら	専務執行役員			—
6	再任 小島 哲郎 こじま てつろう	社外取締役	社外取締役	独立役員	100% (17回/17回)
7	新任 長坂 隆 ながさか たかし		社外取締役	独立役員	—

(注) 当期間における取締役会は、定例取締役会12回、臨時取締役会5回で合計17回開催しております。

1 藤木 勝敏

再 任

生年月日	1952年4月3日生	所有する当社株式数	29,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1975年4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 2002年4月 株式会社ダイフクFA&DA事業部 海外部長 大福自動化物流設備（上海）有限公司 総経理 2008年4月 大福洗車設備（上海）有限公司 総経理 2008年6月 株式会社ダイフク取締役 中国現法統括本部長 2010年4月 同社常務取締役 大福（中国）有限公司 董事長 2011年4月 大福物流設備（中国）有限公司 董事長 2011年6月 株式会社ダイフク 取締役常務執行役員 2013年6月 当社代表取締役社長（現） 2014年4月 当社社長執行役員（現）		
選任の理由	株式会社ダイフクで長年の海外経験を有するとともに、当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、国内外の販売体制強化及び事業の構造改革に尽力してまいりました。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

（注）藤木勝敏氏は、2008年6月から2013年6月まで当社の親会社である株式会社ダイフクの取締役でありました。

2 柴原 正治

再 任

生年月日	1959年11月27日生	所有する当社株式数	19,986株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 1985年 4月 株式会社パルテック（現 株式会社コンテック）出向 2007年 4月 当社ソリューション&サービス事業部 営業部長 2011年 4月 当社ソリューション&サービス事業部長 2011年 6月 当社執行役員 2013年 4月 当社営業本部長 2013年 6月 当社取締役執行役員 2014年 4月 当社営業統轄 2015年 4月 当社取締役常務執行役員（現） 2018年 4月 当社管理・内部統制担当（現）		
選任の理由	営業分野における豊富な業務経験及び事業全体にわたる幅広い識見を有しており、こうした経験を活かして管理部門及びコーポレートガバナンス体制強化のために、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

3 島川 勝英

再 任

生年月日	1958年10月25日生	所有する当社株式数	5,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年 4月 大福機工株式会社（現 株式会社ダイフク）入社 1983年 4月 当社出向 2009年 4月 当社デバイス&コンポーネント事業部 技術本部長 2010年 4月 株式会社コンテック・イーエムエス出向 2010年 6月 同社取締役 2011年 4月 同社代表取締役社長 2011年 6月 当社執行役員 2012年 6月 当社取締役執行役員 2013年 4月 当社生産・サービス統轄 2015年 4月 当社取締役常務執行役員（現） 2017年 4月 当社技術担当（現）		
選任の理由	生産子会社で代表取締役を務めるなど、当社生産体制の強化に尽力してまいりました。また、長年にわたって当社製品の開発に携わってきたことから、当社の技術開発力を強化するために、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。		

再 任

5 ^{いかり}井狩 ^{あきら}彰

新 任

6 小島 哲郎

再

任

社外取締役

独立役員

生年月日	1950年10月8日生	所有する当社株式数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1973年4月 三井不動産株式会社入社 1999年4月 三井不動産販売株式会社（現 三井不動産リアルティ株式会社） リハウス事業本部 営業第一部長 2003年6月 同社取締役常務執行役員 リハウス営業本部長 2005年4月 同社取締役専務執行役員 リハウス事業本部長 2012年4月 三井不動産リアルティ株式会社 取締役専務執行役員 アセットコンサルティング営業本部長 2014年1月 同社法人営業本部長 2014年4月 同社顧問 2015年3月 同社顧問退任 2016年6月 当社取締役（現）		
選任の理由	営業分野で豊富な経験と知識を有しており、当社の経営上の重要事項につき客観的な視点で有効な助言をいただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

- （注） 1. 当社は小島哲郎氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定であります。
2. 当社は、小島哲郎氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
3. 小島哲郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

7 ながさか たかし 長坂 隆

新 任 社外取締役 独 立 役 員

生年月日	1957年1月13日生	所有する当社株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年 4 月 監査法人中央会計事務所入所 1981年 6 月 公認会計士登録 1987年 2 月 情報処理システム監査技術者試験合格 1990年 9 月 中央監査法人 社員就任 1998年 7 月 同法人 代表社員就任 2005年 5 月 中央青山監査法人 監査部長 2007年 8 月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 常務理事 2010年 8 月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） シニアパートナー（現）		
選任の理由	公認会計士としての経験と識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

- （注） 1. 長坂隆氏が原案どおり選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
2. 長坂隆氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員になる予定であります。
3. 長坂隆氏は、2010年8月から新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）のシニアパートナーであります。2019年6月19日をもって退職する予定であります。
4. 長坂隆氏は、2019年6月20日に長坂隆公認会計士事務所 代表、2019年6月26日に特種東海製紙株式会社 監査役に就任する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 石川秀樹氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者選定の方針およびプロセスは、株主からの受託者責任を担う者として、その職責を全うできる適任者を諮問委員会に諮り、監査役会の同意を得た上で取締役会が候補者として指名いたしました。

なお、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	取締役会および 監査役会出席率
再任 石川 秀樹	常勤監査役	取締役会 100% (17回/17回) 監査役会 100% (7回/7回)

いしかわ ひでき
石川 秀樹

再 任

生年月日	1955年4月27日生	所有する当社株式数	9,100株
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	1980年4月大福機工株式会社 （現 株式会社ダイフク）入社 1981年1月当社出向 2009年4月当社Global Market事業部長 2010年4月当社海外営業本部長 2011年4月当社海外本部 副本部長 2012年4月当社EG本部 副本部長 2013年4月DTx Inc. (現 Contec Americas Inc.) Director 2015年6月当社監査役（現）		
選任の理由	米国子会社の経営にも携わるなど、当社海外部門における豊富な業務経験を有しております。監査機能を高めるための助言・提言をいただける監査役としての重要な人物であり、当社監査役として適任であると判断し、引き続き候補者といたしました。		

第4号議案 株式報酬制度に関する報酬の額改定の件

1. 提案の理由

2016年6月23日開催の第41回定時株主総会（以下、「制定時株主総会」といいます。）において、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきましたが、業績向上に伴う株価上昇に加えて、当社グループの中長期的な業績向上及びより一層の企業価値向上のため、取締役等の報酬の額の改定についてご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案は、2006年6月28日開催の第31回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額280百万円以内、ただし使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度の報酬の額についてのご承認をお願いするものであります。

また、第2号議案「取締役7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役2名を除く5名となります。

2. 改定内容

（下線部は変更箇所を示します。）

現在	改定案
株式報酬の額について、対象期間（3事業年度）当たり <u>60百万円</u> （うち取締役分として <u>44百万円</u> ）を上限	株式報酬の額について、対象期間（3事業年度）当たり <u>150百万円</u> （うち取締役分として <u>110百万円</u> ）を上限

3. 改定の詳細

(1) 本制度の概要（下線は制定時株主総会決議からの変更箇所を示します。）

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。また、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、60,000ポイント（うち取締役分について44,000ポイント）を上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取り締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当社株式の取得方法及び本信託が取得する株式数

本信託による当社株式の取得は、下記（5）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、46,200株（うち取締役分として33,900株）を上限として取得するものとします。

（5）当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本制度の対象者への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において36百万円（うち当社の取締役分として26百万円）の金銭を拠出し、本信託を設定しております。本信託は当社が拠出した金銭を原資として当社株式を取得しております。

本制度が終了するまでの間、当初対象期間の経過後の各対象期間において、当社は原則として対象期間ごとに合計150百万円（うち取締役分として110百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して本制度の対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当該本制度の対象者に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、150百万円（うち取締役分として110百万円）を上限とします。

（6）当社株式等の給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当社株式を売却する場合があります。

（7）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

(メ モ 欄)

株主総会会場ご案内図



.....▶ 道順

会 場 大阪市西淀川区姫里3丁目9番31号
株式会社コンテック 本社 東館1階会議室
電話 06-6477-7461

交通機関	J R 東西線	「御幣島駅」	11番出口より	徒歩7分
	阪神電鉄本線	「姫島駅」	出口より	徒歩7分

【お願い】

ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえに
くいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。